

議案第54号

墨田区立学校におけるいじめ防止対策等について（諮問）

上記の議案を提出する。

平成29年6月1日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤裕之

（提案内容）

別紙のとおり諮問する。

（提案理由）

平成29年3月に「いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）」が改定され、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が新たに策定されたことから、墨田区いじめ防止対策推進条例第14条第2項の規定に基づき、墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会へいじめ防止対策等のための対策の見直しについて、諮問する必要がある。

29 墨教庶第 335 号
平成 29 年 6 月 1 日

墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会 様

墨田区教育委員会

墨田区立学校におけるいじめ防止対策等の見直しについて（諮問）

「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を踏まえ、下記の事項について貴専門委員会の見直し等に関する意見を伺います。

記

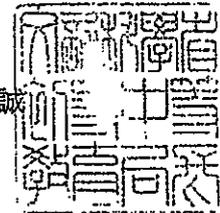
- 1 教育委員会としてのいじめ防止のための対策等について



28文科初第1648号
平成29年3月16日

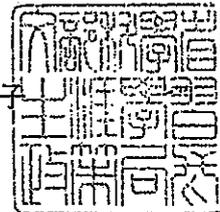
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿
各私立高等専門学校を設置する学校法人の長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
藤原 誠



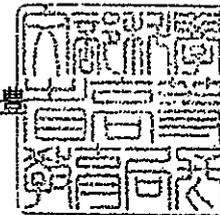
(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局長
有松育子



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
常盤 豊



(印影印刷)



「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（通知）

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）附則第2条第1項は、「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」とされており、

文部科学省は、「いじめ防止対策協議会」等において検討を行ってまいりました。このたび、検討の結果を踏まえ、別添1及び2のとおり「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）を改定するとともに、別添3のとおり、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「重大事態ガイドライン」という。）を策定しました。文部科学省においては、引き続き、国の基本方針等に基づき、いじめの防止等のための対策を一層推進してまいります。

地方公共団体、学校の設置者及び学校におかれましても、国の基本方針を参酌し、地域及び学校の実情に応じた基本的な方針の策定・見直しや、法の規定を踏まえた組織の設置、重大事態ガイドラインに沿った重大事態への対処等、必要な措置を講じるよう、速やかに取組を進めていただくことが必要です。また、専修学校及び各種学校（以下「専修学校等」という。）におけるいじめの防止等の対策についても、国の基本方針及び重大事態ガイドラインの内容を参考にしながら、適切に対応するよう、お願いします。

国の基本方針の改定内容及び重大事態ガイドラインの内容について、十分に御了知の上、都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び専修学校等、域内の市区町村教育委員会及び市区町村長に対して、都道府県知事にあっては、所轄の私立学校、専修学校等、学校法人及び公立大学法人の設置する公立高等専門学校に対して、国立大学法人学長にあっては、設置する附属学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長にあっては、設置する国立高等専門学校に対して、私立高等専門学校を設置する学校法人の長にあっては、設置する私立高等専門学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては、認可した学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長にあっては、所管の専修学校に対して、国の基本方針及び重大事態ガイドラインを周知いただくとともに、法を踏まえ、いじめの問題への取組の一層の強化を図られるよう、お願いします。

（添付資料）

- 別添1 いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）【改定版】
- 別添2 いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）の改定について【主な改定事項】
- 別添3 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係
いじめ対策支援第一係・いじめ対策支援第二係
電話：03-5253-4111（内線 3298）

「いじめ総合対策【第2次】」の概要

◆ **目的・対象等**

【目的】いじめ防止等の対策の更なる推進を図るため

【対象】東京都教育委員会、区市町村教育委員会、都内公立学校

【実施期間】平成29年4月1日から平成33年3月31日まで

- ※ 毎年度、都教育委員会は、推進状況、成果と課題等を検証（調査）
- ※ 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に改善策等を諮問

◆ **策定までの経緯**

- 平成26年7月 「いじめ総合対策」 策定
- 平成26年10月～平成28年7月 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会にて審議
- 平成28年7月28日 同対策委員会から最終答申
- 平成28年11月24日 「いじめ総合対策【第2次】（案）」
- 平成28年11月25日～12月24日 パブリックコメント募集

◆ 「いじめ総合対策【第2次】」の重点項目（旧「いじめ総合対策」からの改善事項）

- 「いじめ防止等の対策を推進するためのポイント」を4点から6点に
 - 「軽微ないじめも見逃さない」
 - 「保護者の理解を得て、いじめの解決を図る」
 - 「子供たち自身が、考え行動できるようにする」など、追加や修正
- 「いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしない」、「いじめの行為の重大性や心身の苦痛の程度に応じて、適切に対応する」ことなどを明記

≪上巻 学校の取組編≫

- 「未然防止」の取組では、『学校いじめ対策委員会』の役割の明確化と機能強化、「子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成」などを追加
- 「早期発見」の取組では、『いじめ』の定義の正しい理解に基づく確実な認知、「一人一人の教員の気付きを『学校いじめ対策委員会』につなげる仕組みの構築」などを追加
- 「早期対応」の取組では、「被害の子供が感じる苦痛の程度に応じた対応」、「加害の行為の重大性の程度に応じた指導例」、「重大事態につながらないようにするための対応」などに細分化
- 「重大事態への対処」の取組では、「重大事態発生の判断」、「調査の実施と結果報告」、「不登校重大事態」における調査など、法に基づく確実な手続きを明記
- 「SNS東京ルール」に基づく取組、『考えよう！いじめ・SNS@Tokyo』ホームページ・アプリの活用など、新規の取組を追加

≪下巻 実践プログラム編≫

- 児童・生徒に対する「学習プログラム」を、「いじめに対する意識の醸成」、「互いの個性の理解」、「望ましい人間関係の構築」、「規範意識の醸成」の4つの視点から再編
- 「教員研修プログラム」を、「いじめの定義の理解」、「『学校いじめ防止基本方針』に基づく取組」、「いじめ問題への組織的な取組」の3つの視点に加えて、自校の課題別プログラムにより再編
- いじめ問題への対応事例として、教職員が組織的に対応したことによって、解決に向かった成功事例を掲載

5

いじめ総合対策【第2次】（上・下2巻セット）

■ いじめ防止等の対策を推進する6つのポイント

- ポイント1 軽微ないじめも見逃さない
≪教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知≫
- ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む
≪「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応≫
- ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
≪学校教育相談体制の充実≫
- ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする
≪いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成≫
- ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
≪保護者との信頼関係に基づく対応≫
- ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する
≪地域、関係機関等との連携≫

上巻 学校の取組編

■ 4つの段階に応じた具体的な取組

- 未然防止
～いじめを生まない、許さない学校づくり～
- 早期発見
～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～
- 早期対応
～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～
- 重大事態への対処
～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～

下巻 実践プログラム編

■ いじめ防止のための「学習プログラム」

- 学習1 いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成
- 学習2 互いの個性の理解
- 学習3 望ましい人間関係の構築
- 学習4 規範意識の醸成

■ いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」

- 研修1 いじめの定義の正しい理解
- 研修2 「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進
- 研修3 いじめ問題の改装に向けた組織的な取組
- 研修4 いじめを生まない環境づくり
- 研修5 いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携
- 研修6 「いじめ」の定義に基づくいじめの認知
- 研修7 いじめの早期発見のための情報共有
- 研修8 いじめ問題の解消に向けて効果のあった取組

各小・中学校長 様

墨田区教育委員会事務局

指導室長 横山圭介

「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について

このことについて、東京都教育庁指導部指導企画課長より、別添写しのとおり通知がありました。墨田区では、墨田区いじめ防止対策基本方針、各校のいじめ防止基本方針に基づき、日頃より「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめの早期対応」、「重大事態への対処」の4つのフェーズに応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策をお願いしてきたところです。

つきましては、下記の主な改定内容や別添資料を参考に「学校いじめ防止基本方針」の見直しや重大事態ガイドラインに沿った重大事態への対処等に活用をお願いします。

記

1 「いじめの防止等のための基本的な方針」の主な改定事項

改定前	改定後
<p>5 いじめの定義【P5】</p> <p>また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。<u>けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。</u></p>	<p>また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。<u>けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。</u></p>
<p>加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。</p>	<p>加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、<u>軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。</u></p>

2 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント（別添2）の主な改定事項

<p>【P1】</p> <p>(1)いじめの防止 いじめの防止のための措置</p> <p>ア)いじめについての共通理解 いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，校内研修や職員会議で周知を図り，平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また，児童生徒に対しても，全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が，日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していくことが大切である。常日頃から，児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として，何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどが考えられる。</p>	<p>(1)いじめの防止 いじめの防止のための措置</p> <p>ア)いじめについての共通理解 いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，校内研修や職員会議で周知を図り，平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また，児童生徒に対しても，全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が，日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していくことが大切である。<u>その際、いじめの未然防止のための授業（「いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか。」等）を、学校いじめ対策組織の構成員である教職員が講師を務め実施するなど、学校いじめ対策組織の存在及び活動が児童生徒に容易に認識される取組を行うことが有効である。</u>また、常日頃から，児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として，何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどが考えられる。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

〔担 当〕墨田区教育委員会事務局指導室

指導主事 浪 江 泰 弘

電 話 5 6 0 8 6 3 0 7

ファクシミリ 5 6 0 8 - 6 4 2 1

【namie-yasuhiro@city.sumida.lg.jp】

議案第55号

墨田区いじめ問題専門委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成29年6月1日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤裕之

(提案内容)

別紙の者に委嘱する。

(提案理由)

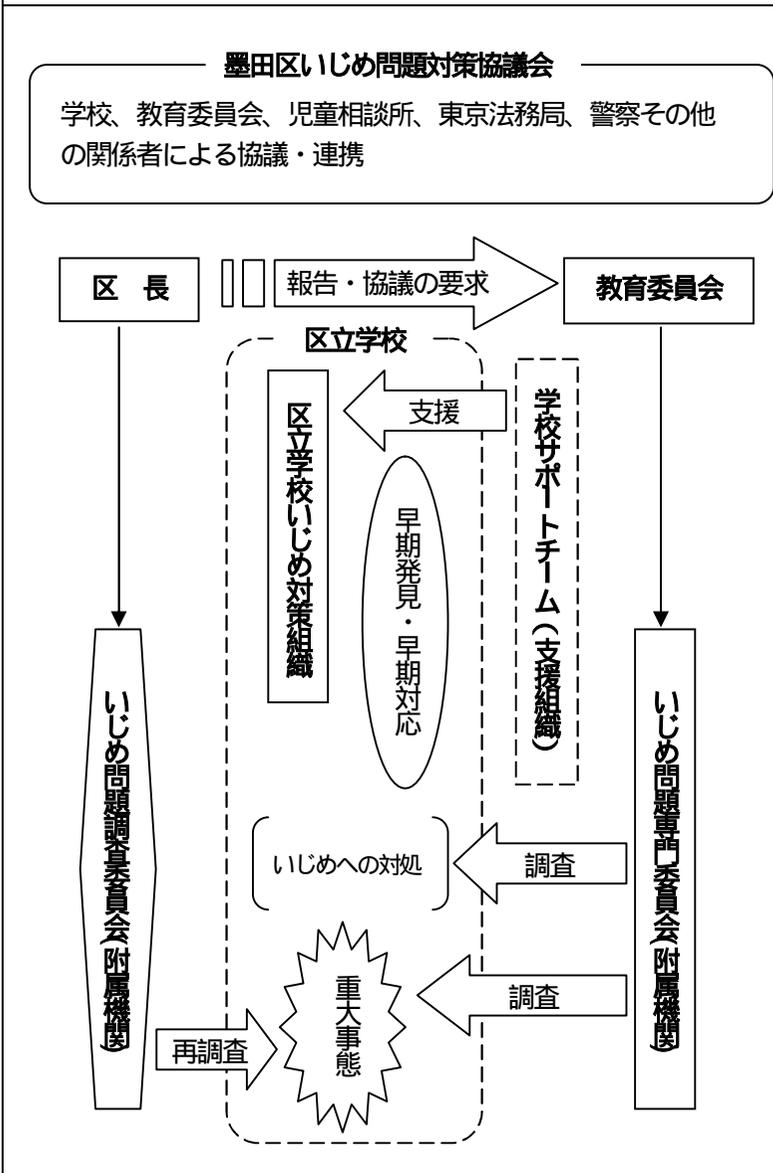
墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会規則第3条第2項の規定に基づき、墨田区いじめ問題専門委員会委員を委嘱する必要がある。

墨田区教育委員会いじめ問題専門委員 委嘱予定者名簿

	職種等	氏名	性別	経歴等	種別	期数
1	大学名誉教授	<small>オギ</small> 尾木 <small>カズアキ</small> 和英	男	東京女子体育大学名誉教授	学識	2期・再任
2	元校長	<small>ハセガワ</small> 長谷川 <small>ミチル</small> ミチル	女	元区立中学校長	学識	2期・再任
3	臨床心理士	<small>イナドミ</small> 稲富 <small>マサハル</small> 正治	男	<small>カワサキ</small> 川崎幸 <small>サイワイ</small> クリニック 臨床心理士	心理	2期・再任
4	弁護士	<small>キノウチ</small> 木ノ内 <small>ケンゾウ</small> 建造	男	銀座コリドー法律事務所 弁護士	法律	2期・再任
5	社会福祉士	<small>ヨネカワ</small> 米川 <small>カズオ</small> 和雄	男	帝京平成大学 講師	福祉	2期・再任
6	主任児童委員	<small>キンダ</small> 岸田 <small>レイコ</small> 玲子	女	墨田区民生委員・児童委員	児童	2期・再任
7	インターネット研究員	<small>オオクボ</small> 大久保 <small>タカヨ</small> 貴世	女	一般財団法人インターネット協会	その他専門	2期・再任

任期2年（平成29年6月23日から平成31年6月22日まで）

いじめ防止対策推進条例に基づく区の組織体制



機 関 名	主な役割及び構成
墨田区いじめ問題対策協議会 <根拠: 条例 13 条>	いじめの防止等の対策の推進に関する事項について、関係機関及び団体との協議や連携を図るための組織。 <構成: 学校、教育委員会、児童相談所、東京法務局、警察その他の関係者>
墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会 <根拠: 条例 14 条>	いじめ防止等の対策を実効的に行う組織。 対策の推進について教育委員会の諮問に応じ、調査審議し、答申するほか、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べる。 重大事態発生時には、事実関係等を明確にするための調査を行ない、その結果について教育委員会を通じて区長に報告する。 <構成: 学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者>
墨田区いじめ問題調査委員会 <根拠: 条例 33 条>	重大事態発生時に墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会による調査結果の報告を受けた区長が、必要に応じて再調査するための組織。(区長は調査終了後、その結果を区議会へ報告する。) <構成: 学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者>
区立学校いじめ対策組織 <根拠: 条例 24 条> 各区立学校に設置	区立学校でいじめの防止等に関する措置を実効的に行う組織。 <構成: 区立学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者>
学校サポートチーム <根拠: 都教育委員会いじめ防止総合対策> 各区立学校に設置	区立学校のいじめ対策組織を支援するための組織。 東京都教育委員会いじめ防止総合対策に基づき、区立学校を支援する。 <構成: 校長、副校長、主幹教諭、保護者、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子育て支援総合センター職員、児童相談所児童福祉司、警察職員により構成(スクールサポーター含む。)等>

議案第56号

文化財の指定について

上記の議案を提出する。

平成29年6月1日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤裕之

(提案内容)

別紙のとおり指定する。

(提案理由)

墨田区文化財保護条例第7条の規定に基づき、文化財の指定を行う必要がある。

29 墨文審第2号

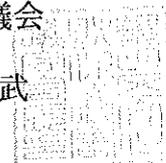
平成29年5月19日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区文化財保護審議会

会長 中川 武



墨田区指定有形文化財（建造物）の指定について（答申）

平成28年12月21日付28墨教生第870号により諮問のあった下記の文化財の指定について、墨田区文化財保護条例第23条第2項の規定に基づき、別紙のとおり答申します。

記

文化財の種別及び名称

墨田区指定有形文化財（建造物） 弘福寺本堂（大雄寶殿） 宗教法人弘福寺

文化財の指定（答申）

指定番号	22	所有者	宗団法人 弘福寺（代表役員 奥田雅博）
種別	有形文化財（建造物）	住所	墨田区向島五丁目3番2号
名称	弘福寺本堂（大雄寶殿）	管理責任者	
員数	1棟	住所	

概要

牛頭山弘福寺は、京都・萬福寺末の黄檗宗寺院であり、創建は延宝2年（1764）と伝わる。弘福寺大雄宝殿は、礼堂（二重一階、木造、入母屋造、本瓦葺）と後堂（一重一階、木造、入母屋造、本瓦葺）からなる複合仏殿であり、昭和8年（1933）5月に竣工した。平成15年（2003）に、黄檗建築の様相を呈する外観としつつ、室内での利便性を優先する空間を実現した構造と建物構成の工夫がなされた近代の本堂建築として評価され、墨田区登録有形文化財（建造物）に登録されている。本建物は建立以来細かい改修はなされたことがあったが、平成25年10月から平成27年10月まで屋根瓦葺替えと小屋組修理を主とする大規模な修理工事が行われた。この修理は建物の文化財的価値に配慮して行われ、修理前の意匠をほぼ忠実に踏襲し、旧材の再利用、工事過程の記録がなされた。この工事に伴い、内部が1階であることが確定し、加えてこれまで未調査であった小屋裏の様子が判明した。屋根を支える小屋組は、礼堂、後堂ともにトラス（洋小屋）となっており、またボルトや挟み束、挟み梁、筋交など、近代に導入、普及した木造技術が使われていた。いずれもこれまで指摘されてきた大雄宝殿の価値判断基準を補強するものであり本物件が近代の本堂建築としての好例であることをより強く示している。大雄宝殿は、修理前の状態でも区指定の価値を持っていたが、今回の発見はその妥当性をより高めたものである。また、今回の改修工事が修理前の建物の価値を減じていないことを確認することができた。

なお、文化財名称は現在の弘福寺での呼称に本建物上重に懸る額「大雄寶殿」を合わせ、こうふくじほんどう弘福寺本堂（だいおうほうでん大雄寶殿）とするのがふさわしいと思われる。

指定理由

今回、本建築において新たに明らかになった小屋組へのトラスの使用は、関東大震災後の再建であることを踏まえれば、近代の技術によって強固な構造を目指す意図があったと考えられる。これは、本建物の近代性をより強調するもので、登録時に評価された近代期建立の仏堂としての価値をより高めている。よって、弘福寺大雄宝殿は、建築技法上価値の高い建造物として好例かつ貴重である。

指定基準

墨田区文化財保護条例第7条第1項の規定に基づく墨田区文化財登録・指定基準の「第1 墨田区登録・指定有形文化財」の「1 区の歴史、文化にとって貴重なもの又は学術的・技術的価値の高いもの」における「(1) 建造物 建築物及びその他の工作物の建造物遺構及びその部分等で建築技法上価値のあるもの」に該当する。

参考文献

『平成28年度墨田区 弘福寺大雄宝殿調査報告書』（米澤貴紀、平成28年（2016）12月）



弘福寺本堂（大雄寶殿）正面



弘福寺本堂（大雄寶殿）北西面



弘福寺本堂（大雄寶殿）内部

議案第57号

P T A退任役員に対する感謝状の贈呈について

上記の議案を提出する。

平成29年6月1日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり贈呈する。

(提案理由)

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱に基づき、感謝の意を表す必要がある。

平成 29 年度 P T A 退任役員に対する感謝状の贈呈について (被贈呈者一覧)

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第 2 条第 3 号に基づき、退任した連合 P T A 役員に対し、感謝状を贈呈する。

連合 P T A 役員

No.	被贈呈者	該当職歴	贈呈年月日	交付者名義
1	ひらばやし ひでとし 平林 秀敏	区立小学校 P T A 協議会副会長	平成 29 年 6 月 9 日	教育長・連合 P T A 会長連名
2	まつむら まさゆき 松村 昌幸	区立小学校 P T A 協議会副会長	平成 29 年 6 月 9 日	教育長・連合 P T A 会長連名
3	のざわ ひろのぶ 野澤 寛宣	区立小学校 P T A 協議会副会長	平成 29 年 6 月 9 日	教育長・連合 P T A 会長連名
4	こいけ みえこ 小池 美絵子	区立小学校 P T A 協議会理事	平成 29 年 6 月 9 日	教育長・連合 P T A 会長連名
5	あらかわ ゆきお 荒川 幸夫	区立小学校 P T A 協議会理事	平成 29 年 6 月 9 日	教育長・連合 P T A 会長連名
6	さとう まこと 佐藤 誠	区立小学校 P T A 協議会会計	平成 29 年 6 月 9 日	教育長・連合 P T A 会長連名
7	たかだ まさし 高田 雅史	区立小学校 P T A 協議会理事	平成 29 年 6 月 9 日	教育長・連合 P T A 会長連名
8	やまくち しゅうぞう 山口 修三	区立小学校 P T A 協議会理事	平成 29 年 6 月 9 日	教育長・連合 P T A 会長連名
9	きくち ごう 菊池 豪	区立中学校 P T A 連合会副会長	平成 29 年 6 月 2 日	教育長・連合 P T A 会長連名
	計	9 名		

議案第58号

感謝状交付に関する教育長への臨時代理処理の指示について

上記の議案を提出する。

平成29年6月1日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり指示する。

(提案理由)

定例的な感謝状の交付については、統一した手続により円滑な事務の遂行を図る必要がある。

感謝状交付事務に関する臨時代理による処理の指示について（案）

1 指示の内容

教育委員会は、統一した手続による円滑な事務の遂行を図るため、「墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱」に定められており、感謝状を交付することが確実に見込まれる事案について、教育長が臨時代理により処理することを指示する。ただし、当該臨時代理による処理を行ったときは、速やかに教育委員会に報告すること。

2 指示する理由

(1) 現在の手続

「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（以下「規則」という。）」において、教育長に委任できる事務を定めており、その第2条（委任）で、教育長に委任しない事務として「(16) 教育委員会が行う表彰に関すること。」を掲げている。

この内「感謝状の交付」については、その交付基準を「墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱（以下「要綱」という。）」として設け、それに該当する場合に教育委員会で審議の上、交付するか否か決定している。

(2) 課題

ア 感謝状についてはそのほとんどが、次のとおり要綱に規定する者への交付となっている。

- ・ 寄付者（1件10万円以上30万円未満の教育財産を寄付したとき（要綱第2条第1項））
- ・ 各種教育関連団体の役員又は学校医等の退任時（教育事業に尽力すること3年以上にわたるとき（要綱第2条第2項））

イ 感謝状の交付日は、寄付者や各団体の都合に合わせる必要があるため、教育委員会の日程との関係で付議できる場合と教育長の臨時代理により処理する場合があり、状況によっては両方に対応するための準備を行っている。加えて、筆耕による感謝状の浄書期間を確保しなければならない等事務が煩雑となっている。

(3) 対応策

定例的な感謝状の交付については、規則第3条の規定に基づき臨時代理による処理をあらかじめ指示することによって、これらの手続を統一し、円滑な事務の遂行を図る。

3 根拠

墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を墨田区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任することができる。

(1)～(15) 省略

(16) 教育委員会が行う表彰に関すること。

第3条 教育長は、前条第1項の規定により委任された事務以外の事務について、緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、教育委員会を招集するいとまがないとき、又はその事務の処理についてあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

教育委員会関係議案（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）
の作成に伴う意見聴取について

1 趣旨

墨田区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の依頼があったが、依頼内容は緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を招集する暇がなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により異議ない旨を回答した。

2 条例案名

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

3 改正理由

雇用保険法の一部改正により雇用保険法の各給付に準じて退職した職員に支給することとされている「失業者の退職手当」に係る規定について、以下2点の理由から、所要の規定整備を行う必要がある。

- (1) 「個別延長給付」が新設されたことに伴い、同給付に相当する退職手当を支給するため

個別延長給付とは、平成29年3月31日までの期間暫定措置で、退職理由が会社の都合（倒産、解雇、雇い止め等）による離職者が、失業保険の所定給付日数（90日間）を過ぎても就職が決まらない場合、一定条件を満たせば原則60日間給付が延長になる制度である。これが、平成29年4月1日施行の改正により法に盛り込まれた。

区職員は、雇用保険法は適用されないが、区の都合による離職者に対しては、雇用保険法に定める失業保険を受ける場合を想定して給付額を計算し、それと退職金の額の差額を給付する制度があり、この差額を算出する基礎を90日分から150日分とする。

- (2) 「移転費」の支給対象に、職業紹介事業者等の紹介により就職する者が追加されたことに伴い、同給付に相当する退職手当の支給対象を拡大するため

4 施行期日

- (1) 個別延長給付に相当する退職手当に係る改正については、本年4月1日
(2) 移転費相当の退職手当に係る改正については、平成30年1月1日

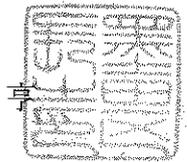
5 区長からの依頼文及び回答文
別紙のとおり



29 墨総法条第6号
平成29年5月29日

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

平成29年第2回墨田区議会定例会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

- 1 提出しようとする条例案名
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 2 提案理由
雇用保険法の一部改正により個別延長給付が創設されたこと等に伴い、同給付に相当する退職手当を支給するとともに、移転費相当の退職手当の支給対象を拡大する必要がある。
- 3 施行期日
個別延長給付に相当する退職手当に係る改正については公布の日（本年4月1日から適用）、移転費相当の退職手当に係る改正については平成30年1月1日
- 4 提出条例案
別紙のとおり



議案第37号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年6月6日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和33年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条第7項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第13条第8項第5号中「公共職業安定所」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」に改める。

付則に次の1項を加える。

(第13条第7項の規定の適用に関する特例)

用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。

- 4 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第13条第8項（第5号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第13条第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。

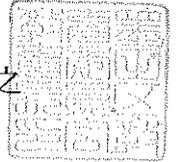
（提案理由）

雇用保険法の一部改正により個別延長給付が創設されたこと等に伴い、同給付に相当する退職手当を支給するとともに、移転費相当の退職手当の支給対象を拡大する必要がある。

29墨教庶第379号
平成29年5月29日

墨田区長
山本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕 之



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

平成29年5月29日付け29墨総法条第6号により、下記のとおり意見を求められましたこのことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

- 1 意見聴取のあった条例案名
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例



29 墨監第 51 号
平成 29 年 5 月 19 日

墨田区教育委員会教育長
加藤 裕之 様

墨田区監査委員	長谷川	昌 伸
同	板 橋	秀 幸
同	福 島	優 子
同	千 野	美智子



平成 28 年度定期監査（第 2 回）等の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について（通知）

このことについて、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、下記のとおり措置結果を公表したので、通知いたします。

記

- 1 公表方法
墨田区告示式による。
- 2 公表日
平成 29 年 5 月 19 日
- 3 公表文
別紙のとおり





墨田区監査委員公告第 1 号

平成28年度定期監査（第2回）等の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成29年5月19日

墨田区監査委員 長谷川 昌 伸

同 板 橋 秀

同 福 島 優

同 千 野 美智子





29墨総第132号
平成29年4月21日

墨田区代表監査委員
長谷川 昌伸 様

墨田区長 山本 亨



平成28年度定期監査（第2回）及び随時監査の
結果に基づき講じた措置等について（通知）

平成29年3月23日付け28墨監第201号により通知された「平成28年度定期
監査（第2回）及び随時監査の結果の取扱いについて（通知）」による監査指摘事項及び監
査委員意見に対して、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

【担当】

総務部総務課庶務係 鈴木 内3802



平成28年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

指摘事項について

監査結果の内容	措置内容
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。</p> <p>(ア) 事案の決定手続が確認できないもの</p> <p>a 消耗品の購入に係る起案文書がないものがあった。(子育て支援課)</p> <p>b 事案の決定権者の押印がないまま、事務事業が行われているものがあった。(高齢者福祉課、子育て支援課、保健予防課、道路公園課)</p> <p>c 使用料の収入事務を私人に委託したときに行うべき収入事務の委託に関する告示及び証書の交付の手続がされていないものがあった。(土木管理課)</p> <p>(イ) 事案の決定手続を誤り事務事業が行われていたもの</p> <p>a 新年度予算に係る事務事業の実施に関し、墨田区事案決定規程に定める区長決定を行うべきところを、既に数年度にわたる事務事業の計画に関する区長決定を行っていたため、課長による専決としているものがあった。(職員課)</p> <p>b 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを部長による専決としているものがあった。(区民活動推進課、文化振興課、厚生課、安全支援課)</p> <p>c 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、</p>	<p>a あらためて起案文書を作成した。今後はこのようなことがないよう徹底する。</p> <p>b 決定権者により押印を行った。今後はこのようなことがないよう確認を徹底する。</p> <p>c 起案をし、収入事務の委託に関する告示及び証書の交付の手続を行った。今後はこのようなことがないよう事務処理の確認を行う。</p> <p>a 墨田区事案決定規程に基づき区長決定を取り直した。今後は適切に対応する。</p> <p>b 副区長の専決となるよう修正した。 今後は、墨田区事案決定規程に基づき、処理を確認する。</p> <p>c 部長の専決となるよう修正した。今後は、墨田区事案決定規</p>

課長による専決としているものがあつた。(区民活動推進課、
高齢者福祉課)

イ 特殊勤務手当で、対象業務に従事していない日に支給されて
いるものや誤って同日に重複して支給されているものがあつ
た。(生活福祉課、障害者福祉課、向島保健センター)

程に基づき、処理を確認する。

イ 特殊勤務手当については承認取消しを行い、手当を返還し
た。今後は対象業務に従事していない日に手当を支給すること
がないよう、承認関係者による確認を徹底する。

平成28年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 事務処理の適正な確保について</p> <p>監査委員が定期監査等を実施した際には、その結果について公告するとともに、墨田区のホームページに掲載し、公表を行っている。</p> <p>しかしながら、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続を誤り事務事業が行われていたもの、現金出納や郵券等の受払で帳簿を備えていないもの、主管課契約で同一時期に同一業者に分割して発注しているものなど、これまでの定期監査等の指摘事項や指導・注意事項として示してきたものが依然として見受けられた。</p> <p>近年、地方公共団体が提供する行政サービスは、多様なニーズに対し、より一層の細やかな対応が求められている。これまで以上に、職員一人一人の責任が増大している。職員は根拠法令等を含めた基本的な事務を再確認し、個々の事務処理の意味を理解したうえで適切に執行すること、管理・監督者は日頃から会計事務の執行状況の把握に努めるとともに定期的に確認を行うことを意識されたい。今回のような指摘が大きな問題にならないように、自己点検の質を高め、より実効性のあるものにするとともに、情報を共有し、事務の適正化を進めていくことが重要である。職員一人一人の意識の向上の取組を図るとともに、組織全体のチェック体制・機能強化の取組を併せて進められたい。</p>	<p>(1) 事務処理の適正な確保について</p> <p>本区の行政サービスは、ニーズが多様化しているほか、社会情勢の変化に伴う法令等の制定・改廃が頻繁に行われる傾向にあることから、こうしたことに迅速・的確に対応することが求められている。</p> <p>指導・注意のあった事務処理については、公務遂行上の基礎であることから、職員の資質向上と組織によるチェック体制の強化という両面から着実な改善を図っていく。</p> <p>特に指摘の多かった会計事務については、財務会計研修や職場における指導を徹底させるほか、管理・監督者に対しても遺漏がないよう留意事項を具体的に明示した通知を発出し、組織全体の注意喚起と確認作業の徹底を図っていく。</p> <p>なお、その上でも、改善が見られない所管課に対しては、重点的に個別指導を行っているところであるが、今後は、当該所管課から事務処理の改善に関する報告を提出させ、確認をするなど、改善の実行性を確保するための組織的な対応を徹底していく。</p> <p>内部統制については、国等の動向について情報収集を図りながら必要な対応を検討していく。</p>

昨年度の監査委員意見でも述べたが、事務の執行に伴う事故や不適正な事務処理などを未然に防ぎ、健全な区政運営を確立するために、内部統制の取組についても検討することを要望する。

今後は、地方自治法の一部が改正されることから、内部統制に関する方針の策定等の措置を講ずることも念頭に置かれない。

(2) 借用動産の適正な管理について

これまでも監査委員意見で、借用動産については、管理のための一定の基準を構築する必要性があることを述べてきた。平成28年4月1日付けで物品管理規則の一部が改正され、規定が整備されたことについては、評価に値する。

しかしながら、「7(3) 借用動産の管理について」の結果を踏まえると、所管課における借用動産の管理体制が不十分であると言わざるを得ない。借用動産は、区が保有する物品と同様に管理し、資産(固定資産)として評価すべき動産である。

以前にも述べたが、地方公会計については、原則として平成29年度までに全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成することが求められている。墨田区においても、統一的な基準による財務書類等の作成に向け、準備が進められている。中でも、固定資産台帳の整備は不可欠である。固定資産は、地方公共団体の財産において、大きな割合を占めている。地方公共団体の財政状態を正しく把握するためには、正確な固定資産情報を把握し、財務書類に反映させることが重要である。財務書類では、単式簿記にはなかった資産や負債などのストック情報が一元的に管理されることになり、資産の活用策の検討など全庁的な資産管理が可能となる。資産管理が全庁的に徹底されることは、

(2) 借用動産の適正な管理について

現在、地方公会計制度の整備を進めており、平成29年度からは総務省が定める統一的な基準により財務書類を作成していく予定であるが、御指摘のとおり、作成に当たっては、正確な固定資産情報を把握し、財務書類に反映させることが重要となる。今後、作成した財務書類を活用して、より一層行財政運営に生かしていく上では、財務書類の信頼性の確保が不可欠であり、そのためには、借用動産を含め資産を適正に評価し、その価値を適切に管理することが必要である。

このため、リース契約に基づき使用する借用動産(使用のために保管する区の所有に属しない動産)については、従前、管理のための統一的な基準の定めがなかったが、平成28年4月1日付けで墨田区物品管理規則の一部を改正し、区の所有する物品と同様に管理するよう改めた。これに伴い、「物品名鑑」及び「会計事務の手引」を改正し、借用動産は、すべて借用動産整理簿に記載して管理するよう、平成28年4月14日付けで全庁に通知をしたところである。

さらに、物品の適正管理について、平成29年2月15日付けで全庁に通知し、その中においても借用動産整理簿の作成について、改めて周知徹底した。

今後は、管理体制を徹底するとともに、物品管理規則に基づき正

財政の効率化・適正化を一層進めていくこととなる。今後の財政運営に有効な取組となることを意識されたい。

そのためには、所管課において、借用動産を含む資産の適正な管理が必要であることを認識され、真摯に取り組まれるよう期待するものである。

確な事務処理を徹底する。

平成28年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

随時監査（その1）

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 工事件名 堤通公園再整備工事（その2）</p> <p>工事技術調査では特に大きな指摘事項はなかったが、今後の工事を進めるうえでの留意点としていくつかの提言があった。これらの事項が既に改善されていることを実地監査において確認した。</p> <p>本工事の施工場所である堤通公園内では、他の施工者による本工事と関連する工事も実施されている。工事中の安全管理や労働災害防止等については、各々の工事における防止策等に加えて、統括管理をする者が同一の場所において工事が行われることによって生ずる労働災害を防止するために講じた措置が確実に実施されることが必要となる。本工事に限らず、今後も施工者に適切な指導を行うなど、更なる安全の確保に努められたい。</p> <p>また、今回の整備は、区民のニーズ等を踏まえて、老朽化した公園を再生したものであり、整備後は、より多くの区民に喜ばれる公園として利用されるように、公園の維持管理や運用にも十分配慮されたい。</p>	<p>今後も同一箇所における関連工事等複数工事を発注する際には、労働安全衛生法第30条第2項に基づく統括管理者を指名し、労働災害を総合的に防止する計画の立案と確実な履行がされるように施工者を指導する。</p> <p>また、本公園は近隣住民を誘致対象とする近隣公園であるものの、交通公園機能やテニスコートが立地するという特性を考慮すると都市基幹公園の機能も一部併せ持つと言えることから、より広域の区民利用を視野に入れた維持管理や運用の方法を検討する。</p>



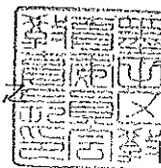
29墨教庶第120号
平成29年5月2日

墨田区代表監査委員

長谷川 昌伸 様

墨田区教育委員会教育長

加藤 裕



平成28年度定期監査（第2回）及び随時監査の結果の取扱いについて（報告）

平成29年3月23日付け28墨監第201号により通知のあったこのことについて、
別紙のとおり措置を講じたので報告します。

【担当】

教育委員会事務局

庶務課庶務・教職員担当

五十嵐（内線5104）



平成28年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>指定管理者が自主事業で設置した自動販売機の稼働に係る電気料金については、指定管理者制度導入施設における自動販売機設置のガイドライン(平成25年8月19日付け25墨企企第193号通知)において指定管理者が負担することとなっているが、区から支払われていた。(スポーツ振興課)</p>	<p>平成28年度分については自動販売機設置日から平成29年3月31日までの電気料を算出し、事業者に納付させた。</p> <p>平成29年度以降については自動販売機の電気料支払方法を明記した自主事業業務計画書を提出させ、区が承諾したうえで、適切に納入させるように指導した。</p>

平成28年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監査結果の内容	措置内容
<p>(1) 事務処理の適正な確保について</p> <p>監査委員が定期監査等を実施した際には、その結果について公告するとともに、墨田区のホームページに掲載し、公表を行っている。</p> <p>しかしながら、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続を誤り事務事業が行われていたもの、現金出納や郵券等の受払で帳簿を備えていないもの、主管課契約で同一時期に同一業者に分割して発注しているものなど、これまでの定期監査等の指摘事項や指導・注意事項として示してきたものが依然として見受けられた。</p> <p>近年、地方公共団体が提供する行政サービスは、多様なニーズに対し、より一層の細やかな対応が求められている。これまで以上に、職員一人一人の責任が増大している。職員は根拠法令等を含めた基本的な事務を再確認し、個々の事務処理の意味を理解したうえで適切に執行すること、管理・監督者は日頃から会計事務の執行状況の把握に努めるとともに定期的に確認を行うことを意識されたい。今回のような指摘が大きな問題にならないように、自己点検の質を高め、より実効性のあるものにするとともに、情報を共有し、事務の適正化を進めていくことが重要である。職員一人一人の意識の向上の取組を図るとともに、組織全体のチェック体制・機能強化の取組を併せて進められたい。</p>	<p>(1) 事務処理の適正な確保について</p> <p>児童・生徒を取り巻く社会環境が大きく変化する中、教育行政にかかる事務を、迅速かつ的確に処理していくためには、根拠法令等の正しい理解と確認が重要となっている。</p> <p>指導・注意のあった事務処理については、重要な事項と受け止め、再発防止策としてマニュアル等の整備を行うことにより、担当者自身のチェックを徹底するほか、組織によるチェック体制の更なる強化を図っていく。また職員の資質向上を図るため部内研修を充実させる。</p> <p>これらの留意事項を事務局内の管理・監督者に対し明示するとともに、校長会や副校長会等においても周知徹底を図っていきながら、教育委員会事務局全体で事務手続の適正化を図っていく。</p> <p>内部統制に関しては、国や都から情報を収集し、取組を検討していく。</p>

昨年度の監査委員意見でも述べたが、事務の執行に伴う事故や不適正な事務処理などを未然に防ぎ、健全な区政運営を確立するために、内部統制の取組についても検討することを要望する。

今後は、地方自治法の一部が改正されることから、内部統制に関する方針の策定等の措置を講ずることも念頭に置かれない。

(2) 借用動産の適正な管理について

これまでも監査委員意見で、借用動産については、管理のための一定の基準を構築する必要性があることを述べてきた。平成28年4月1日付けで物品管理規則の一部が改正され、規定が整備されたことについては、評価に値する。

しかしながら、「7(3)借用動産の管理について」の結果を踏まえると、所管課における借用動産の管理体制が不十分であると言わざるを得ない。借用動産は、区が保有する物品と同様に管理し、資産(固定資産)として評価すべき動産である。

以前にも述べたが、地方公会計については、原則として平成29年度までに全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成することが求められている。墨田区においても、統一的な基準による財務書類等の作成に向け、準備が進められている。中でも、固定資産台帳の整備は不可欠である。固定資産は、地方公共団体の財産において、大きな割合を占めている。地方公共団体の財政状態を正しく把握するためには、正確な固定資産情報を把握し、財務書類に反映させることが重要である。財務書類では、単式簿記にはなかった資産や負債などのストック情報が一元的に管理されることになり、資産の活用策の検討など全庁的な資産管理が可能となる。資産管理が全庁的に徹底されることは、

(2) 借用動産の適正な管理について

平成29年度から、総務省が定める統一的な基準による財務書類が作成される予定であり、作成においては借用動産を含めた資産を適正に評価し、その価値を適切に管理することが重要と認識している。

リース契約に基づき使用する借用動産の管理については、墨田区物品管理規則の一部改正により、区の所有する物品と同様に管理するよう改められたことから、教育委員会事務局においても借用動産整理簿による適正な管理等を徹底するとともに、物品管理規則に基づく正確な事務処理の徹底を図っていく。

財政の効率化・適正化を一層進めていくこととなる。今後の財政運営に有効な取組となることを意識されたい。

そのためには、所管課において、借用動産を含む資産の適正な管理が必要であることを認識され、真摯に取り組まれるよう期待するものである。

29 墨議第 147 号
平成 29 年 5 月 25 日

各部（室・担当・次・局）長
会計管理者 } 様

墨田区議会事務局長
浜田 将 彰
（公印省略）

墨田区議会正副議長の就任について（通知）

平成 29 年 5 月 25 日開会の第 1 回墨田区議会臨時会において、下記のとおり
正副議長が就任しましたので、お知らせいたします。

記

職名	氏名	住所	電話番号	所属会派
議長	おき やま ひとし 沖 山 仁	墨田区京島 1-39-1-918	3617-6558	自由民主党
副議長	たか はし まさ とし 高 橋 正 利	墨田区立花 4-18-9-1001	050-3491-9922	公明党

自由民主党 = 墨田区議会自由民主党
公明党 = 墨田区議会公明党

(平成29年5月25日現在)

企画総務 委員会 (8人)	瀧澤 良仁 (自民党)
	西村 孝幸 (きずな)
	坂井 ユカコ (自民党)
	松本 ひさし (自民党)
	大瀬 康介 (墨田才)
	とも 宣子 (公明党)
	はら つとむ (共産党)
	木内 清 (自民党)
地域子ども文教 委員会 (8人)	福田 はるみ (自民党)
	高柳 東彦 (共産党)
	しもむら 緑 (自民党)
	はねだ 福代 (公明党)
	井上 ノエミ (新すみ)
	高橋 正利 (公明党)
	坂下 修 (自民党)
	田中 哲 (きずな)
産業都市 委員会 (8人)	おおこし 勝広 (公明党)
	中沢 えみり (自民党)
	堀 よしあき (民進党)
	あさの 清美 (共産党)
	としま 剛 (共産党)
	加藤 拓 (自民党)
	樋口 敏郎 (自民党)
	千野 美智子 (公明党)
区民福祉 委員会 (8人)	加納 進 (公明党)
	佐藤 篤 (自民党)
	村本 ひろや (共産党)
	渋田 ちしゅう (民進墨)
	じんの 博義 (公明党)
	あべ きみこ (民進党)
	沖山 仁 (自民党)
	田中 邦友 (自民党)

議会運営 委員会 (9人)	田中 邦友 (自民党)
	とも 宣子 (公明党)
	坂井 ユカコ (自民党)
	堀 よしあき (民進党)
	加藤 拓 (自民党)
	福田 はるみ (自民党)
	西村 孝幸 (きずな)
	加納 進 (公明党)
	高柳 東彦 (共産党)

- (備考)
- 委員長 (自民党) 墨田区議会自由民主党
 - 副委員長 (公明党) 墨田区議会公明党
 - (共産党) 日本共産党墨田区議会議員団
 - (きずな) 地域連合「すみだの絆」
 - (民進党) 墨田区議会民進党
 - (墨田才) 墨田オンブズマン
 - (新すみ) 新しいすみだ
 - (民進墨) 墨田区議会民進党墨田の会

墨田区議会特別委員会委員名簿

(平成29年5月25日現在)

災害対策 特別委員会 (9人)	千野 美智子 (公明党)
	あべ きみこ (民進党)
	渋田 ちしゅう (民進墨)
	としま 剛 (共産党)
	福田 はるみ (自民党)
	とも 宣子 (公明党)
	沖山 仁 (自民党)
	木内 清 (自民党)
	瀧澤 良仁 (自民党)
都区制度改革等 特別委員会 (9人)	はら つとむ (共産党)
	じんの 博義 (公明党)
	井上 ノエミ (新すみ)
	あさの 清美 (共産党)
	中沢 えみり (自民党)
	高橋 正利 (公明党)
	田中 邦友 (自民党)
	坂下 修 (自民党)
田中 哲 (きずな)	
議会改革 特別委員会 (14人)	樋口 敏郎 (自民党)
	加藤 拓 (自民党)
	坂井 ユカコ (自民党)
	村本 ひろや (共産党)
	松本 ひさし (自民党)
	佐藤 篤 (自民党)
	しもむら 緑 (自民党)
	はねだ 福代 (公明党)
	大瀬 康介 (墨田才)
	堀 よしあき (民進党)
	おおこし 勝広 (公明党)
	西村 孝幸 (きずな)
	加納 進 (公明党)
高柳 東彦 (共産党)	

(備考)

委員長
副委員長

(自民党) 墨田区議会自由民主党
 (公明党) 墨田区議会公明党
 (共産党) 日本共産党墨田区議会議員団
 (きずな) 地域連合「すみだの絆」
 (民進党) 墨田区議会民進党
 (墨田才) 墨田オンブズマン
 (新すみ) 新しいすみだ
 (民進墨) 墨田区議会民進党墨田の会

29 墨総職第 431 号
平成 29 年 5 月 25 日

各部（室・担当・次・局）長
会 計 管 理 者 様

総務部長 小 暮 眞 人
（公印省略）

墨田区監査委員の就任について（通知）

このことについて、下記のとおり就任しましたので、お知らせします。

記

1 就任者（平成 29 年 5 月 25 日付）

氏 名	住 所	選 任 区 分
木 内 清	東京都墨田区本所二丁目 10 番 7 - 401 号	区議会議員選出

なお、千野美智子前委員は、平成 29 年 5 月 24 日をもって退任しました。